

## 財団法人日本テニス協会 一般選手登録基準

1. 全日本テニス選手権大会、地域テニス選手権大会、JTT大会およびJ1(賞金付き)大会、(前記各大会最終予選を含む)に出場する選手は、当該年度の財団法人日本テニス協会(以下本協会という)一般アマチュア選手登録を行わなければならない。
2. 登録方法  
登録をする者は、郵便局に常置されている振替払込取扱票(郵便振替払込取扱票)に記入の上、年間登録料 3,000 円[1年度(4月～翌年3月)]を添えて郵便局へ提出する。  
郵便局を通じ、本協会へ提出された「一般選手登録口(郵便振替払込取扱票)」に基づき、一般選手登録番号を決定し一般選手登録証を発行する。  
なお、一般選手登録証が発行されるまでは、この郵便振替の払込金受領証をもって一般選手登録証に代えるものとする。
3. 登録更新  
次年度以降、一般選手登録の更新を行う者は、所定の預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)に記入の上、本協会に提出する。  
更新の登録料引落しは、原則として前年度 12 月 31 日までに行う。  
更新をしない者は、所定の更新辞退届書に記入の上、原則として前年度 11 月 30 日まで提出する。
4. 登録抹消  
3 月 31 日までに次年度の一般選手登録料を納入しない者は、次年度 4 月 1 日以降の一般選手登録を抹消すると共に、それまで取得したJTAポイントも抹消する。
5. 登録変更(変更料は無料)  
氏名、住所、所属団体等の変更は、所定の選手登録変更届書にて行う。  
月末までに所属変更の書類が提出された場合は、当該月末のJTAランキングの所属は変更する。  
ただし、変更日の指定がある場合は、その限りではない。
6. 登録証再発行  
選手登録証の再発行を希望するものは、1,000 円(現金又は郵便小為替)を添えて本協会へ提出する。

### 付 則

本登録基準は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

2. 平成 12 年 3 月 1 日 改正
3. 平成 17 年 3 月 1 日 改正
4. 平成 18 年 3 月 1 日 改正
5. 平成 21 年 1 月 14 日 改正